

## 工業標準化法（JIS 法） と日本工業規格（JIS）



日本国内で販売されている家電製品は、メーカーによらずプラグの形状等が統一されているため、国内であればどの地域でも使えます。しかし国際的には統一されていないので、海外で使用する場合には国によって専用のプラグまたはアダプターが必要です。一方、乾電池は国際的にも形状等が統一されているため、海外旅行先で購入した電池でも、日本から持参した家電製品に使用することができます。このように他の製品との互換性をもたせたり、製品の品質や安全性について一定の水準を確保したりするために、多様で複雑な物事を単純化および統一化することを、「標準化」といいます。そして、標準化によって定められたルールを「規格」といい、企業が定める社内規格や業界団体が定める団体規格、国が定める国家規格、ISO（国際標準化機構）などの国際標準化機関が定める国際規格などがあります。特に鋳工業分野における標準化のことを「工業標準化」といい、鋳工業分野における日本の国家規格を「日本工業規格」（JIS, Japanese Industrial Standards）といいます。

JIS そのものは強制法規ではないため、利用するかどうかは任意<sup>1)</sup>ですが、JIS の制定の手続き等については**工業標準化法（JIS 法）**によって定められており、経済産業省に設置されている日本工業標準調査会（JISC, Japanese Industrial Standards Committee）による調査・審議を経て、それぞれのJIS が対象とする内容を担当する大臣（厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣など）によって制定されます。2014年3月末現在で10,525件のJIS が制定されていて、それぞれに、その分野を表すアルファベット文字（例えば、化学分野の場合は“K”）と原則として4けたの数

字との組合せからなる番号が付けられています。

JIS には、基本規格（用語、記号、単位などを規定したもの）、方法規格（試験、分析、検査および測定の方法などを規定したもの）、製品規格（製品の形状、寸法、材質、品質、性能、機能などを規定したもの）などの種類があります。そのうち製品規格について、その規格の内容に適合していることを、国に登録された認証機関（登録認証機関）から認証された事業者は、製品本体またはその包装・容器等にJIS マークを表示することができます。登録認証機関から認証を受けずに、JIS に適合していることを自ら宣言することも認められていますが、その場合はJIS マークを表示することができません。

JIS マークの対象となるもの以外にも、私たちの身のまわりにはJIS を用いているものがいろいろとあります。例えば、A4、B5などの紙のサイズ（仕上寸法）、コンピューターのキーボード（情報処理系けん盤）の配列、公共施設などで用いられている案内用図記号、二次元コードシンボルのQRコードなどです。また、シャンプーとリンスとが区別しやすいようにシャンプーの容器の側面にぎざぎざ状の触覚記号を付けたり、紙パック飲料の中身や開け口が分かりやすいように開け口と反対側の上部に扇状切欠き（牛乳の場合は1個、ジュースの場合は2個、それ以外の場合はなし）を付けたりなど、高齢者・視覚障害者に配慮した消費生活用製品の包装・容器の設計についても、JIS によって規定されています。

### 【注】

1) 強制法規に引用されている場合を除きます。

### ★ 詳しくは…

経済産業省「知っていますか標準化」  
<http://www.meti.go.jp/policy/conformity/panf/shitteimasuka/shitteimasuka.pdf>  
 日本工業標準調査会「JIS を知って暮らしを豊かに」  
<http://www.jisc.go.jp/policy/panf/>  
 （一財）日本規格協会「標準化教育プログラム」  
<http://www.jsa.or.jp/stdz/edu/edu.asp>